

普通教育機会確保法 と大分県の変化

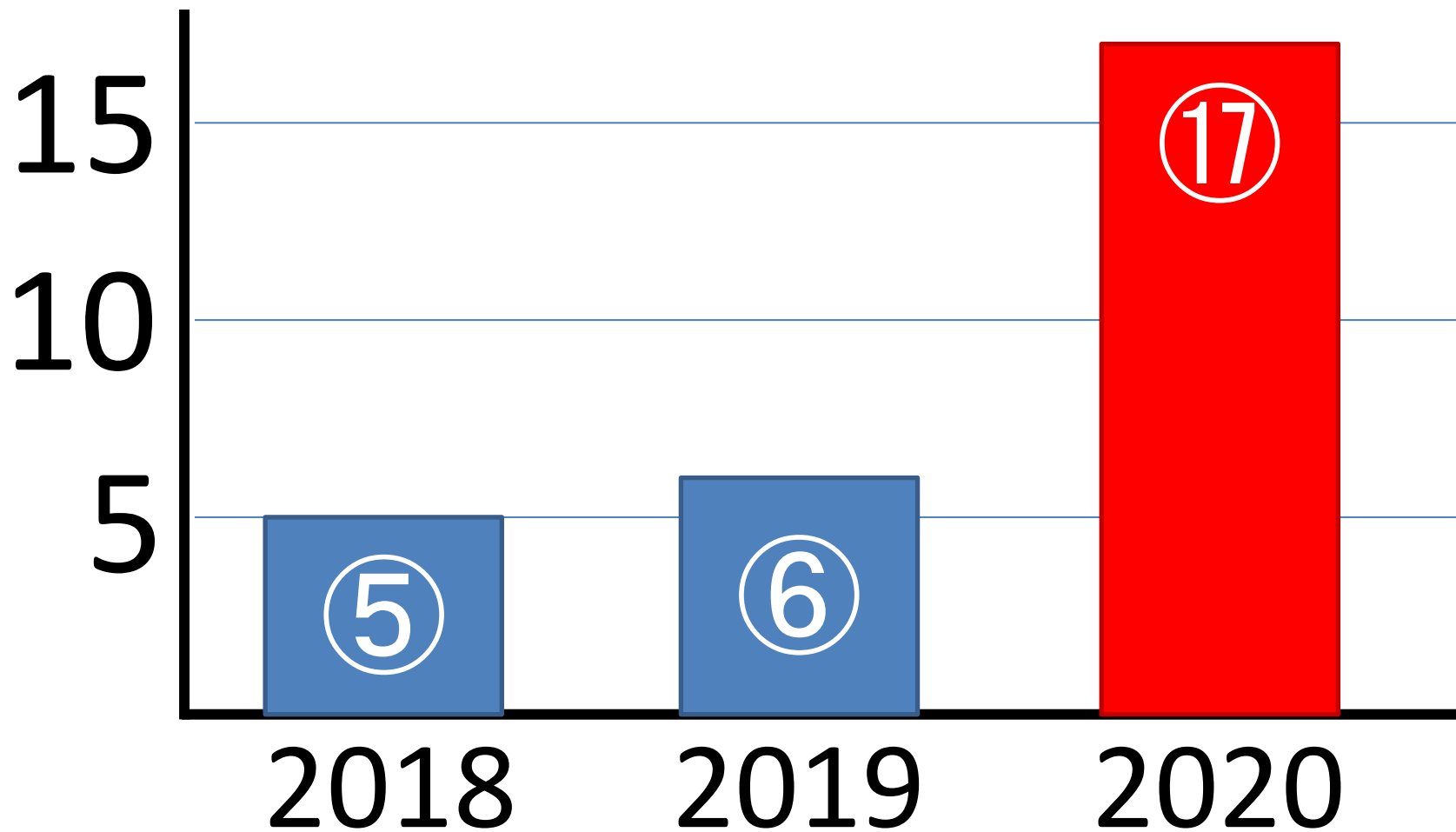
不登校・ひきこもりを考える親の会

星の会

加嶋文哉

① フリースクールが増えた

① フリースクールが増えた



② 教育委員会との連携

不登校児童生徒 支援プラン

「不登校」は
どの子どもにも
起こり得ます。

「不登校」は
随時行動では
ありません。

「不登校」という
休養が必要な時
もあります。

令和2年3月改訂版
大分県教育委員会

フリースクール等

※2020以外の年度で学習や
体験活動ができます

校名	電話番号	所在地
① ハートフルウェーブ	097-607-0837 080-4340-5530	大分市下河原2334-1
② こころ広縁楼	080-3678-6127	大分市別府南1-23-43
③ NPO法人まど	0978-77-4230	中津市中央553-1
④ まつりわい学舎	070-5636-6739	中津市大字上飯水1366番地
⑤ 志進フリースクール大分	098-874-4287	大分市百舌町2-19
⑥ 高すまん	097-578-8895	大分市朝風4-4
⑦ こころの森の学び舎	080-1718-9572	豊後大野市大野町同中2400
⑧ 大分そらい学園	097-878-8081	大分市金原町2丁目14-23
⑨ みんなの手紙	070-4480-1325	大分市庄の原2-1
⑩ 大分ラブ	080-3980-1045	大分市朝田1丁目2-11
⑪ 中野塾	080-1709-5731	大分市下河原4-2-12
⑫ ブルースペース2556へき	097-678-7326	大分市大字生石569番地606
⑬ 衛生学園	0978-38-2518	中津市大字衛生5047
⑭ おおいそらフリースクール 夢の星	0978-34-7775	中津市上田1770-1
⑮ ハビタス塾	097-674-8716	大分市白旗南212-3
⑯ トライ武高等学院	097-806-0225	大分市金原町2丁目8-18
⑰ Democratic Guild 宮内	080-1347-6373	中津市秋岡町林水729-1

お気軽にご相談
ください。



教育・関係機関

様々な体験や習いに応じた相談ができます

校名	教育・関係機関名	電話番号	所在地
①	大分県 生涯学習少年の森	0973-78-3114	九尾町川原204-47
②	大分県 豊後大野市生涯学習少年の森	0978-64-2006	豊後大野市豊後大野5161
③	大分県 県立図書館	097-648-0972	大分市王子町14-1
④	別府市 少年自然の家あひさ	0977-25-4961	別府市北郷1
⑤	大分県 新井いさ子と 生涯学習センター	097-634-4860	大分市中央町1-2-3
⑥	大分県 中央児童相談所	0120-482-110	大分市朝風5丁目
⑦	大分県 中津児童相談所	0978-22-2026	中津市中央町1-13-22
⑧	大分県 乙子とからたの相談支援センター	097-641-5276	大分市大字玉野308
⑨	大分大学 大分大学心理教育相談室	097-884-7888	大分市巨摩原700
⑩	別府大学 別府大学総合心理相談室	0977-89-8507	別府市北石町22
⑪	KANEDA 大分県福祉 児童家庭支援センター「ゆずりば」	097-574-8523	大分市朝風町1丁目13-17
⑫	KANEDA 大分県福祉 児童家庭支援センター「他」	0979-63-7866	中津市大字363-34
⑬	KANEDA 別府市福祉 元の子どもの家支援センター	0977-23-2606	別府市巨摩原

不登校の子どもを支援する施策の変遷

H1年7月

H4年9月

H14年9月

H15年5月

H27年7月

H28年9月

H28年12月

H29年3月

H29年3月

H29年7月

学校不適応対策調査研究協力者

通知…登校拒否問題への対応に

通知

通知

不登校問題に関する調査研究協力

通知…今後の不登校への対応の左

通知

通知

通知

通知

不登校に関する調査研究協力者

通知…不登校児

「徒へ

「援の

方

教育機会確保

通知…学校以

教育機会確保

学習指導要領

情報の提供

民間団体との連携

学校復帰

社会的自立

編 118ページ～119ページ

児童の発達の支援

3) 不登校児童への配慮

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

総則編

平成 29 年 7 月

示してはならない。

いう根強い偏見を払拭し、...

するのではなく、
指す

も留意しつつ...
効等...支援する

関や

提供...

公立の小中学校 高校・支援学校

13万5000枚

親にも **居場所** 不登校を考える親の会 が必要です

親と支援者が焦ってイライラしていたら、
子どもは学校を休んでも、心を休めること
ができません。親が孤立して一人で悩んで
いたら、混乱してどうして良いかわからず、
子どもの心が見えてきません。「不登校を考
える親の会」の例会は、不登校・ひきこも
りて悩む親と支援者の「心の居場所」です。

宇佐市・空の会
■第4木曜日 19:30~
■速見 090-8401-3149

国東市・あずきの会
■第4金曜日 19:00~
■山本 090-4350-2481

杵築市・かがやきの会
■第4土曜日 18:00~
■麻生 090-3600-0603

日出町・ダイヤモンドの会
■第3か4木曜日 19:30~
■井村 080-6413-8416

中津市・ラベンダーの会
■第1木曜日 19:00~
■奈良 080-5204-6812

日田市・カラコルの会
■第4か3火曜日 19:00~
■三苫 090-1190-9693

由布市・星の会
■第4木曜日 19:30~
■立川 090-8662-3966

竹田市・コスモスの会
■第3木曜日 19:00~
■山口 090-5470-8998

豊後大野市・星の会
■第2木曜日 19:00~
■大原 090-9070-9988

津久見市・星の会
■第2金曜日 19:30~
■小野 090-4340-4301

別府市・星の会
■第1土曜日 19:00~
■西田 090-7389-1577

大分市・きりかぶの会
■第3水曜日 13:00~
■戸高 070-4480-1328

大分市・星の会
■第1土曜日 13:00~
■河野 080-5272-9360
■第3金曜日 19:00~
■中島 090-4516-3964



●…親の会がある市町村

住んでいる所に関係なく、どの親の会にも自由に参加できます。例会の参加費等は親の会によって異なります。

■久しぶりに涙を流すことが出来ました。同じ立場の人で会おうだけで安心することができました。

■ゲームばかりしている子どもを見て、「イライラしていました。そのゲームに意味があるなんて...」子どもによりそうことができそうです。

■いろいろな情報を知ることができて良かったです。どこに行っても良いかわからなかったのですが、新聞で知って参加しました。こんな会があることをもっと早く知れたかったです。学校や相談機関が教えてくれれば...

■ここに来るまでは、「親の私がいかに弱くはないか」と思っていました。でも、皆さんのお話を聴くことで気持ちがとてもしっかりしました。

■この会に出会わなければ、今の私はいませんでした。誰にもわかってもらえなかったのが、苦しかったです。

感謝

(アッシュリートより投稿)

例会に参加した方への感想

このチラシに関する問い合わせ先…加嶋文哉 (不登校・ひきこもりを考える親の会ネットワークあひだ代表)
〒870-1115 大分市ひばりヶ丘5-5-11 <TEL>097-511-5831 <メール>toiawase@hoshinokai.net
このチラシに載っている「不登校を考える親の会」(セルフ・ヘルプグループ)以外の情報がある方は加嶋までお知らせ下さい。

令和元年度 地域不登校支援対策推進会議 実施要項 (修正版)

1 目的

地域における不登校児童生徒を支援する関係機関及び民間団体等が集まり、不登校児童生徒の状況を把握するとともに、支援の在り方について情報交換及び協議を行い、不登校児童生徒の支援の充実に資する。

2 主催

大分県教育庁 学校安全・安心支援課

4 参加者

学校安全・安心支援課、県・市町村教育委員会、教育支援センター関係者、地域児童生徒支援コーディネーター、不登校児童生徒を支援する教育関係機関・民間団体、不登校を考える親の会、県生活環境部私学振興・青少年課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県福祉保健部子ども家庭支援課、市町村社会福祉課、児童相談所、子ども家庭相談員、民生児童委員、その他学校安全・安心支援課長が認めた者

行政と民間(親の会)との連携 ②

研修会の講師



SC・SSW



教育相談コーディネーター
(全小中学校に1名)県下6ヶ所で研修会

教育支援センター関係者

不登校の子どもを支援する施策の変遷

H1年7月

H4年9月

H14年9月

H15年5月

H27年7月

H28年9月

H28年12月

H29年3月

H29年3月

H29年7月

R1年10月

学校不適応対策調査研究協力者

通知…登校拒否問題への対応に

通知

通知

不登校問題に関する調査研究協力

通知…今後の不登校への対応の左

通知

通知

通知

通知

不登校に関する調査研究協力者

通知…不登校児童生徒への支援の

教育機会確保法

通知…学校以外の場での学習

教育機会確保法に関する基本

学習指導要領(総則・解説書)

通知…不登校支援のあり方

学校復帰

社会的自立

2019年10月25日

3

文科省通知後の変化

教育支援センター(旧適応指導教室)整備指針

「不登校
年10月2

旧

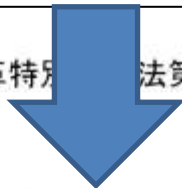
2 設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを基本とする。

各都道府県
各指定都市
各都道府県

附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別 法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿



新

2 設置の目的

センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

児童
の社会的自
高水準で推
こうした中、

法律」(以下「法」という。)が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました(ただし、法第4章は公布の日から施行。)

出席扱い

(別記1)

義務教育段階の不登校児童生徒が**学校外**の公的機関や**民間施設**において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(別記2)

不登校児童生徒が**自宅において**ICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて